

本市における従来からの放課後施策

トワイライトスクール

「放課後子ども教室推進事業」(文科省)

- ・市が実施主体（公設民営）
- ・全児童対象事業
- ・①授業のある日 授業終了後から18時
- ・②授業のない日 9時から18時まで
- ・平成9年2校で開始し、順次実施拡大し、平成25年4月に全校で実施
- ・参加料無料

留守家庭児童育成会の運営助成

「放課後児童クラブ」(厚労省)

- ・民設民営（市は運営費補助）
- ・留守家庭児童対象事業
- ・①授業のある日 平均3時間以上
- ・②授業のない日 平均8時間以上
- ・昭和47年に事業を開始
- ・約半数の学区で実施（134/263学区）
- ・月額（平均）16,000円（おやつ代込）

- ① 平成18年11月に、放課後の子どもの健全育成を図る「トワイライトスクール」と「留守家庭児童健全育成事業」の両事業のより良いあり方についての検討を行うため、「子どもたちの豊かな放課後のあり方検討委員会」を設置した。
- ② 平成20年7月に、「子どもたちの豊かな放課後のあり方検討委員会」からの提言に基づき、平成19年に国(内閣府)が創設した「放課後子どもプラン」の趣旨を踏まえ、「名古屋市版放課後子どもプラン」を創設し、10校でモデル実施し、評価・検証を行った。
- ③ 平成24年3月に、「評価・検証報告書」を踏まえて「小学校年齢期における放課後施策の今後の方向性」を策定した。

今後の事業展開

★子育て家庭のニーズに合わせ、支援の選択肢を充実

- | | |
|---------------------------------|------|
| ・トワイライトスクールは全児童対象事業として継続 | 公設民営 |
| ・トワイライトルーム(※)を創設し、就労支援のニーズに対応拡充 | 公設民営 |
| ・留守家庭児童育成会に対する運営助成は継続 | 民設民営 |

(※)トワイライトルームの創設（平成25年度から実施）
名古屋市版放課後子どもプラン。トワイライトスクールを基盤に放課後児童クラブを一体的に実施

<これまでの放課後施策の経緯について>

